

大阪中之島美術館運営事業 募集要項等の訂正表（第2次）

令和元年6月28日に公表した大阪中之島美術館運営事業 募集要項等に関し、以下のとおり訂正します。
 なお、令和元年8月9日に公表した「実施方針・募集要項等の訂正表」により訂正した部分を再訂正したものも含まれておりますので、ご留意下さい。
 また、「資料名」に※がある訂正につきましては、訂正表の下に注記がありますため、あわせてご確認ください。

資料名	頁等	項目	訂正前	訂正後
要求水準書	22	IV. 4. (3)	<p>(3) 警備 【業務内容】 対象施設における建築物を含む全ての財産の保全と対象施設内出入者の対応を目的とした警備を行う。 ※効果的と判断される部分については外注を可能とする。 ただし、維持管理業務責任者は必ずPFI事業者の職員とすること。</p> <p>【要求水準】 ① 共通 ・警備マニュアルにおいて、会場施工や輸送、展示等を請け負う外部事業者や貸出された講堂等の外部利用者（以下「外部利用者等」という。）に向けた対象施設の利用方法を定めること。 ・対象施設の秩序を維持し、災害、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、対象施設における各種業務の円滑な運営に寄与すること。 ・作品資料に対する盗難やいたずら、破損などの行為への防犯対策を行うこと。 ・警備結果報告書は、維持管理業務報告書の一部とすること。 ・展覧会及びイベントの警備については、展覧会・イベント主催者と事前に協議の上、警備範囲の内容を確認すること。なお、その実施時に通常業務以上の警備体制や業務内容が生ずる場合、その費用は展覧会・イベント主催者の負担とするが、通常警備との連携を図り、円滑かつ効率的な警備体制を敷くこと。 ・汚損等を発見したときは、清掃担当者への連絡等の対応を行い、対象施設の美化に努めること。 ・対象施設の混雑状況を監視カメラや巡回警備等で絶えず把握し、ポスト位置を変更する等、柔軟に混雑時対応を行うこと。</p>	<p>(3) 警備 【業務内容】 対象施設における建築物を含む全ての財産の保全と対象施設内出入者の対応を目的とした警備を行う。 ※効果的と判断される部分については外注を可能とする。 ただし、維持管理業務責任者は必ずPFI事業者の職員とすること。</p> <p>【要求水準】 ① 警備体制等 ・休館日を含め毎日24時間の有人警備体制を取ること。 ・連絡通路及び外構は24時間開放となるため、夜間を含めた安全対策を講じること。 ・機械警備を実施すること。警備機械設備が常に正常に作動及び機能するよう、定期的に保守点検を実施し、維持管理を行うこと。 ・月間警備計画書、月間警備結果報告書を作成すること。月間警備結果報告書は、維持管理業務報告書の一部とすること。 ・警備マニュアルにおいて、会場施工や輸送、展示等を請け負う外部事業者や貸出された講堂等の外部利用者（以下「外部利用者等」という。）に向けた対象施設の利用方法を定めること。</p> <p>② 共通 ・対象施設の秩序を維持し、災害、漏水・漏電、火災、盗難、破壊行為等のあらゆる事故・事件の発生を警戒、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、対象施設における各種業務の円滑な運営に寄与すること。 ・作品資料に対する盗難やいたずら、破壊行為の防止対策を講じること。 ・展覧会及びイベントの警備については、展覧会・イベント主催者と事前に協議の上、警備範囲の内容を確認すること。なお、その実施時に通常業務以上の警備体制や業務内</p>

		<p>・警備員は適切な選考手続きを経て採用された者とし、本業務にふさわしい統一された制服制帽を着用し、その身分を示す証明書を常時携帯すること。</p> <p>・収蔵庫には他の美術館の作品を収蔵する場合もある。この場合、当該他の美術館の関係者が収蔵庫に出入りすることもあるので、適切な管理を行うこと。</p> <p>② 窓口業務</p> <p>・美術館内のセキュリティ保持を前提として24時間、職員等の出入り管理や外来者の対応を行うこと。</p> <p>・営業時間外の拾得物、遺失物管理等を行うとともに、対象施設内の物品の不正持ち出しを阻止すること。</p> <p>・不審者の侵入を防止すること。</p> <p>・対象施設内への車両の出入りを管理し、不正な入構を防止すること。</p> <p>③ 巡回業務</p> <p>・対象施設内の事故、対象施設や備品等の損壊、作品資料の損壊や盗難の予防、いたずらや落書き等の防止のため、24時間最低2時間毎に対象施設内を巡回警備し、事故や異常の早期発見に努めること。</p> <p>・事故や異常等の発見時には初期対応を行い、機構及びその他必要な機関に速やかに通報すること。</p> <p>④ 機械警備</p> <p>・営業時間外は、対象施設に設置されている警備機械を常時適切に使用し、対象施設への不審者の侵入等の予防・通報を行うこと。</p> <p>・防犯カメラの稼働は24時間、防犯カメラ以外の機械警備は「Ⅱ. 3. ①～④」それぞれの営業時間外において実施し、事故の発生、不審者の侵入、盗難、破壊行為の早期発見に努めること。</p> <p>・事故や事件等が発見された場合、直ちに常駐警備員が急行するとともに、必要に応じて速やかに機構及びその他必要な機関に通報すること。</p> <p>⑤ 遺失物管理</p> <p>・警備マニュアルにおいて、遺失物の管理方法を定めること。</p> <p>・遺失物を発見時には、発見日時や場所、状況、発見者等の必要事項を管理簿に記載すること。</p> <p>・職員以外の拾得者から遺失物が届けられた場合、拾得日時や場所、状況、本人の氏名や連絡先など必要事項、権利放棄の有無を確認し、管理簿に記載すること。</p>	<p>容が生ずる場合、その費用は展覧会・イベント主催者の負担とするが、通常の警備との連携を図り、円滑かつ効率的な警備体制を敷くこと。</p> <p>・ごみや汚損等を発見したときは、清掃担当者への連絡等の対応を行い、対象施設の美化に努めること。</p> <p>・対象施設の混雑状況を監視カメラや巡回警備等で絶えず把握し、ポスト位置を変更する等、柔軟に混雑時対応を行うこと。</p> <p>・警備員は業務に必要な資格や経験を持ち、適切な選考手続きを経て採用された者とし、本業務にふさわしい統一された制服制帽を着用し、その身分を示す証明書を常時携帯すること。</p> <p>・収蔵庫には他の美術館の作品を収蔵する場合もある。この場合、当該他の美術館の関係者が収蔵庫に出入りすることもあるので、適切な管理を行うこと。</p> <p>③ 出入管理等業務</p> <p>・対象施設のセキュリティ保持を前提として、稼働時間（美術館の営業時間に加え、早朝・夜間の会場設営撤収等工事や作品資料等の搬出入時間、施設・設備等の維持管理作業等、対象施設内で臨時業務活動が行われている時間すべてを含む）において、職員、外部利用者等及びその他外来者の出入管理と対応を行うこと。</p> <p>・対象施設の各種鍵の保管、收受管理を行うこと。</p> <p>・営業時間外の拾得物、遺失物管理等を行うとともに、対象施設内の物品の不正持ち出しを阻止すること。</p> <p>・不審者の侵入を防止すること。</p> <p>・対象施設内への車両の出入りを管理し、不正な入構を防止すること。</p> <p>④ 巡回業務</p> <p>・対象施設内の事故・事件、対象施設や備品等の損壊、作品資料の損壊や盗難の予防、いたずらや落書き、風雨、虫・鳥等の美術館内進入等の防止のため、24時間最低2時間毎に対象施設内を巡回警備し、事故や異常の早期発見に努めること。</p> <p>・事故や異常等の発見時には初期対応を行い、機構及びその他必要な機関に速やかに通報すること。</p> <p>⑤ 機械警備</p> <p>・営業時間外は、対象施設に設置されている警備機械を常時適切に使用し、対象施設への不審者の侵入等の予防・通報を行うこと。</p>
--	--	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・遺失物が危険物に相当する場合、速やかに関係機関に連絡を取り、「V. 9. (2) ⑦イ」の災害対応業務として適切な対応をとること。 ・遺失者から遺失物の申し出があった場合、遺失物の形状、遺失した日時や場所・状況・本人の氏名や連絡先等の必要事項を確認すること。遺失物の確認ができた場合、遺失者に受領書の記載を依頼した上で、遺失物を遺失者に返還すること。 ・現金、運転免許証等の身分を証明するもの、クレジットカード、携帯電話、その他引き取りのない遺失物については、警察へ届け出るなど適切な対応を行うこと。 <p>⑥ 警備体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡通路及び外構は24時間開放となるため、夜間を含めた安全対策を講ずること。 ・機械警備を実施すること。警備機械設備が常に正常に作動及び機能するよう、定期的に保守点検を実施し、維持管理を行うこと。 ・毎日24時間の有人警備を行うこと。 ・月間警備計画書、月間警備結果報告書を作成すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの稼働は24時間、防犯カメラ以外の機械警備は「II. 3. ①～④」それぞれの営業時間外において実施し、事故・事件の発生、不審者の侵入、盗難、破壊行為の防止と早期発見に努めること。 ・監視・報知設備からの信号や警報をモニタリングし、火災等の非常時の初動対応を行うこと。 ・事故・事件等が発見された場合、直ちに警備員が急行するとともに、必要に応じて速やかに機構及びその他必要な機関に通報すること。 <p>⑥ 遺失物管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備マニュアルにおいて、遺失物の管理方法を定めること。 ・遺失物を発見時には、発見日時や場所、状況、発見者等の必要事項を管理簿に記載すること。 ・職員以外の拾得者から遺失物が届けられた場合、拾得日時や場所、状況、本人の氏名や連絡先など必要事項、権利放棄の有無を確認し、管理簿に記載すること。 ・遺失物が危険物に相当する場合、速やかに関係機関に連絡を取り、「V. 9. (2) ⑦イ」の災害対応業務として適切な対応をとること。 ・遺失者から遺失物の申し出があった場合、遺失物の形状、遺失した日時や場所・状況・本人の氏名や連絡先等の必要事項を確認すること。遺失物の確認ができた場合、遺失者に受領書の記載を依頼した上で、遺失物を遺失者に返還すること。 ・現金、運転免許証等の身分を証明するもの、クレジットカード、携帯電話、その他引き取りのない遺失物については、警察へ届け出るなど適切な対応を行うこと。 	
公共施設等運営権実施契約書（案）		目次	第57条（展示物の盗難・破損）	第57条（所蔵品等の盗難・破損）
公共施設等運営権実施契約書（案）	3	第12条第6項		<p>【新設】</p> <p>6 第101条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、機構は、事業者に対し、第1項に基づき事業者が機構に納付した履行保証金を、運営事業の終了後遅滞なく利息を付さず返還する。この場合における履行保証金の返還は、事業者が、別途機構の指定する手続に従って指定する預貯金口座に振り込む方法により行うものとする。</p>

公共施設等運営権 実施契約書（案） （※1）	4	第13条第6項	<p>【本項は、令和元年8月9日に公表した募集要項等に関する質問への回答（第2回）における訂正を再訂正するものです。】</p> <p>6 前各項に定める貸与品及び関係資料の利用に係る一切の責任は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者が負担する。なお、<u>要求水準書附属資料2-6に示すものの破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により機構が被った損害については、事業者の責めに帰すべき事由によらないものは、機構が負担する。</u></p>	<p>6 前各項に定める貸与品及び関係資料の利用に係る一切の責任は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者が負担する。なお、<u>要求水準書附属資料2-6に示すものの破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により機構が被った一定額以上の損害であって、事業者の責めに帰すべき事由によらないものについては、機構及び事業者は、協議により機構が負担する範囲を決定する。</u></p>
公共施設等運営権 実施契約書（案）	4	第13条第8項	<p>8 第5項に定める関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、事業者が自ら調査して確認するものとし、<u>機構は責任を負わない。</u></p>	<p>8 第5項に定める関係資料と事業者の調査結果との間に齟齬があっても、事業者が自ら調査して確認するものとし、<u>機構はこれを調査する責任を負わない。</u></p>
公共施設等運営権 実施契約書（案）	9	第34条第2項	<p>2 <u>事業者は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。</u></p>	<p>2 事業者は、<u>第6項、第39条第3項又は第42条第2項の適用がある場合を除き、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。</u></p>
公共施設等運営権 実施契約書（案）	9	第34条第3項	<p>3 事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（<u>土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等を除く。</u>）には、<u>その対策費を負担する。</u></p>	<p>3 事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（<u>土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在を</u>除く。）には、<u>第5項の規定により機構が負担するものを除き、その対策費を負担する。なお、事業者は、新たな事情が判明した旨を機構に申し立てることができる。</u></p>
公共施設等運営権 実施契約書（案）	9	第34条第4項	<p>4 事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、<u>事業敷地に関して、土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等について、募集要項等で規定されていなかったこと又は募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、事業者が本契約に従って本事業を履行することができない又は事業者が本事業を履行することができても事業者に着しい増加費用が発生することが判明した場合</u>には、その旨を直ちに機構に通知しなければならない。</p>	<p>4 事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、<u>事業敷地に関する土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在について、募集要項等で規定されていなかったこと又は募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていたことにより、事業者が本契約に従って本事業を履行することができない又は事業者が本事業を履行することができても事業者に着しい増加費用が発生することが判明した場合</u>には、その旨を直ちに機構に通知しなければならない。</p>

公共施設等運営権 実施契約書（案）	10	第 34 条第 5 項	5 前項の場合において、本施設の引渡しの遅延が避けられないときは、機構は、事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。また、機構は、 <u>前項の場合において生じる、合理的な範囲内の増加費用を負担する。</u>	5 前項の場合において、本施設の引渡しの遅延が避けられないときは、機構は、事業者と協議の上、引渡予定日を変更できる。また、機構は、 <u>前項の場合において生じる合理的な範囲内の増加費用を負担するほか、第 3 項に定める事業者の申立てを相当と認めるときは、適切な措置を取ることとする。</u>
公共施設等運営権 実施契約書（案）	10	第 34 条第 6 項		【新設】 <u>6 第 13 条第 5 項に定める関係資料と第 1 項に定める調査結果との間の齟齬に係る増加費用については、機構がこれを負担する。</u>
公共施設等運営権 実施契約書（案）	12	第 42 条第 4 項		【新設】 <u>4 第 2 項ただし書の規定は、本施設の瑕疵による貸与品の破損、損傷又は滅失を原因として本施設で予定されていた催事等が中止になったことにより事業者が発生した損害及び費用について準用する。</u>
公共施設等運営権 実施契約書（案）	14	第 48 条第 1 項	第 48 条 機構は、 <u>必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により、要求水準書別紙 4 に示す本施設の更新投資を行うことができ、事業者はかかる更新投資に協力しなければならない。</u> なお、当該更新投資部分は、本施設に含まれるものとして運営権の効果が及ぶものとする。	第 48 条 機構は、 <u>事業者からの申入れにより事業者との協議を実施し必要と判断した場合又は自ら必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により、要求水準書別紙 4（募集要項等を含む）に示す本施設の更新投資を行うことができ、事業者はかかる更新投資の実施に協力しなければならない。</u> なお、当該更新投資部分は、本施設に含まれるものとして運営権の効果が及ぶものとする。
公共施設等運営権 実施契約書（案）	15	第 51 条第 1 項	【本項は、令和元年 8 月 9 日に公表した募集要項等に関する質問への回答（第 2 回）における訂正を再訂正するものです。】 第 51 条 事業者は、運営事業期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、機構の承認を受けた業務計画書、提案書及び利用規則に従って、運営業務を実施するものとする。	第 51 条 事業者は、運営事業期間中、自己の責任及び費用負担において、本契約、要求水準書、機構の承認を受けた業務計画書、提案書及び利用規則に従って、運営業務を実施するものとする。 <u>ただし、本施設で収蔵している所蔵品及び第三者からの寄託品の修復業務に要する費用の負担者は、運営権設定日より前に実施するものについては機構</u>

				<u>とし、運営権設定日以降に実施するものについては事業者とする。</u>
公共施設等運営権実施契約書（案）	16	第 57 条 見出し	(<u>展示物の盗難・破損</u>)	(<u>所蔵品等の盗難・破損</u>)
公共施設等運営権実施契約書（案）	17	第 57 条第 2 項	【本項は、令和元年 8 月 9 日に公表した募集要項等に関する質問への回答（第 2 回）における訂正を再訂正するものです。】 2 事業者は、本施設で収蔵する所蔵品のうち要求水準書附属資料 2-4 及び 2-5 に示すものの破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により機構が被った損害については、 <u>機構が負担する。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等の原因が事業者の故意又は重大な過失によるものである場合は、事業者がこれを負担する。</u>	2 本施設で収蔵する所蔵品のうち要求水準書附属資料 2-4 及び 2-5 に示すものの破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等により機構が被った損害については、 <u>機構が負担する。ただし、破損、損傷、滅失、紛失又は盗難等の原因が事業者の故意又は重大な過失によるものである場合は、事業者がこれを負担する。</u>
公共施設等運営権実施契約書（案）	19	第 66 条第 3 項	3 事業者は、前各項における関連業務等が実施される場合、 <u>関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わない。ただし、事業者による調整が不適当と認められる場合はこの限りではない。</u>	3 事業者は、前各項における関連業務等が実施される場合、 <u>関連業務等を実施する第三者及びその使用人等に関する一切の責任を負わず、機構又は第三者による前各項における関連業務等の実施により事業者に損害が発生したときは、機構に対して当該損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者による調整が不適当と認められる場合はこの限りでない。</u>
公共施設等運営権実施契約書（案）	23	第 81 条第 1 項	第 81 条 <u>本契約の締結後に不可抗力により本事業継続のための追加費用又は損害が生じるときは、事業者が自ら賄う費用に該当する場合を除き、当該年度の当初想定するサービス対価の 1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を機構が負担するものとする。ただし、数次にわたり不可抗力事由が生じた場合には、1 年度間の累計額に対して適用する。</u>	第 81 条 <u>本契約の締結後に不可抗力により本事業継続のための追加費用又は損害が生じるときは、当該年度の当初想定するサービス対価の 1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を機構が負担するものとする。ただし、数次にわたり不可抗力事由が生じた場合には、1 事業年度の累計額に対して適用する。</u>
公共施設等運営権実施契約書（案）	29	第 99 条第 1 項	第 99 条 本章の規定に基づき本契約が解除され、又は終了した場合、前章の規定につき「運営事業期間終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、第 89 条柱書については、以下のように読み替えるものとする。 「本契約が第 92 条から第 97 条までの規定により解除され、又は終了した場合、事業者は機構又は機構の指定する	第 99 条 本章の規定に基づき本契約が解除され、又は終了した場合、前章の規定につき「運営事業期間終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。ただし、第 89 条柱書については、以下のように読み替えるものとする。 「本契約が第 92 条から第 97 条までの規定により解除され、又は終了した場合、事業者は機構又は機構の指定する

			者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の各号の引継を含む事業引継をしなければならず、当該引継が完了したと機構が認めるまでの間、引継に協力する義務を負うものとする。」	者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の各号の引継を含む事業引継をしなければならず、当該引継が完了したと機構が認めるまでの間、引継に協力する義務を負うものとする。 <u>この場合において、当該引継に要する費用については、その解除又は終了の事由に応じて、機構及び事業者のうち帰責性を有する者がこれを負担し、又は分担する。</u> 」
公共施設等運営権実施契約書（案） （※2）	54	別紙4 サービス対価の考え方 Ⅲ. (2)	<p>【本項は、令和元年8月9日に公表した募集要項等に関する質問への回答（第2回）における訂正に補記するものです。】</p> <p>当該年度の年間収入が、想定した年間収入を下回った場合、機構は一定額を追加で支払う（この額を「追加給付額」という。）追加給付額は、下記3つのうち最も低い金額とする。ただし、下回った場合であっても、求めている要求水準に鑑み、事業者としての業務履行が妥当でないと判断される場合は、当該給付を行わない。</p>	<p>当初想定した展覧会入場者数に比べ当該年度の展覧会入場者数が下回ったことにより、当該年度の実際の年間収入が、想定した年間収入を下回った場合、機構は一定額を追加で支払う（この額を「追加給付額」という。）。なお、追加給付の支払いの対象の有無は、次のとおりである。</p> <p>i 当該年度の前年度までに、当該年度における展覧会入場者数を想定している前提のもと、当該年度において、実際の展覧会入場者数が当初想定した展覧会入場者数を下回ったことにより、実際の年間収入が当初想定した年間収入を下回った場合には、追加給付の支払いの対象となる。なお、実際の展覧会入場者数が当初想定した展覧会入場者数を下回った場合においても年間その他収入の増加により、実際の年間収入が当初想定した年間収入を上回る場合は、追加給付の支払い対象にはならない。</p> <p>ii 「i」において、当該年度における実際の展覧会入場者数が当初想定した展覧会入場者数と同等もしくはそれ以上である場合に、当該年度の有料率等が想定より下回ったことにより、実際の年間収入が当初想定した年間収入を下回ったとしても追加給付の支払いの対象とはならない。</p> <p>追加給付額は、下記3つのうち最も低い金額とする。ただし、下回った場合であっても、求めている要求水準に鑑み、事業者としての業務履行が妥当でないと判断される場合は、当該給付を行わない。</p>
公共施設等運営権実施契約書（案）	72	別紙7 運営権者貸与対象資産無償貸与契約（案）	地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「甲」という。）と〔 〕株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により運営権者貸与対象資産無償貸与契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。	地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「甲」という。）と〔 〕株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により <u>運営権者貸与対象資産無償貸与契約</u>

		頭書き		(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
公共施設等運営権実施契約書(案)	73	別紙7 運営権者貸与対象資産無償貸与契約(案) 第5条	第5条 使用貸借期間は、令和 年 月 日から大阪中之島美術館運営事業公共施設等運営権実施契約書に定める運営事業期間終了日までとする。	第5条 使用貸借期間は、令和 年 月 日から大阪中之島美術館運営事業公共施設等運営権実施契約書(以下「実施契約」という。)に定める運営事業期間終了日までとする。
公共施設等運営権実施契約書(案)	73	別紙7 運営権者貸与対象資産無償貸与契約(案) 第7条	【本条は、令和元年8月9日に公表した募集要項等に関する質問への回答(第2回)における訂正を再訂正するものです。】 第7条 甲は、 <u>運営権者貸与対象資産について、公共施設等運営権実施契約書(案)に規定する瑕疵担保の責任を負う。</u>	第7条 甲は、 <u>運営権者貸与対象資産のうち、要求水準書附属資料2-6(備品リスト)に示すものについて瑕疵が発見された場合における当該瑕疵については、実施契約に規定する本施設の瑕疵担保責任に準じた瑕疵担保責任を負う。</u>
公共施設等運営権実施契約書(案)	73	別紙7 運営権者貸与対象資産無償貸与契約(案) 第10条第3項		【新設】 <u>3 甲は、館長又は学芸員の責任に帰すべき事由により、運営権者貸与対象資産が滅失又はき損したときは、甲の負担において、当該運営権者貸与対象資産を原状に復旧しなければならない。</u>
公共施設等運営権実施契約書(案)	73	別紙7 運営権者貸与対象資産無償貸与契約(案) 第10条第4項		【新設】 <u>4 本施設の瑕疵(設計の瑕疵及び施工の瑕疵を含む。)による運営権者貸与対象資産の滅失又はき損に起因する損害及び費用(当該滅失又はき損を原因として本施設において予定されていた催事等が中止になったことにより乙に生じた損害及び費用を含む。)が乙にあるときは、乙は、甲に対し賠償を請求することができる。</u>
公共施設等運営権実施契約書(案)	74	別紙7 運営権者貸与対象資産無償貸与契約(案) 第15条第1項	第15条 乙は、使用貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、 <u>甲が承認する場合を除き、運営権者貸与対象資産を原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。</u>	第15条 乙は、使用貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、 <u>甲が承認する場合及び甲から乙への出向者の故意又は重大な過失に起因して本契約が解除された場合を除き、運</u>

				<p>営権者貸与対象資産を原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。</p>
公共施設等運営権実施契約書（案）	77	別紙8 建物無償貸借契約（案） 第7条第1項	<p>【本項は、令和元年8月9日に公表した募集要項等に関する質問への回答（第2回）における訂正を再訂正するものです。】</p> <p>第7条 甲は、本施設について、<u>公共施設等運営権実施契約書（案）に規定する瑕疵担保の責任を負う。</u></p>	<p>第7条 乙は、本物件について瑕疵が発見された場合、<u>当該瑕疵の存在及び内容を速やかに甲に通知するものとする。</u></p>
公共施設等運営権実施契約書（案）	77	別紙8 建物無償貸借契約（案） 第7条第2項		<p>【新設】</p> <p>2 前項の通知を受けた場合、甲は、<u>本物件の建築請負事業者がそれらの工事の発注者に対して責任を負う限度で、当該瑕疵の修補を行う。</u></p>
公共施設等運営権実施契約書（案）	77	別紙8 建物無償貸借契約（案） 第7条第3項		<p>【新設】</p> <p>3 乙は、甲が瑕疵の修補を行うときは、<u>これに協力しなければならない。</u></p>
公共施設等運営権実施契約書（案）	77	別紙8 建物無償貸借契約（案） 第10条第3項		<p>【新設】</p> <p>3 甲は、<u>館長又は学芸員の責任に帰すべき事由により、本物件が滅失又はき損したときは、甲の負担において、本物件を原状に復旧しなければならない。</u></p>
公共施設等運営権実施契約書（案）	78	別紙8 建物無償貸借契約（案） 第15条第1項	<p>第15条 乙は、使用貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、<u>甲が承認する場合を除き、本物件を原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。</u></p>	<p>第15条 乙は、使用貸借期間満了のときはその期日に、また契約解除の通知を受けたときは甲の指定する期日までに、<u>甲が承認する場合及び甲から乙への出向者の故意又は重大な過失に起因して本契約が解除された場合を除き本物件を原状回復のうえ、甲乙立会のもとに甲に返還しなければならない。</u></p>

※1 訂正後の条文中に記載されている「一定額以上の損害」の一定額の金額については事業者の提案に委ねるものとし、第二次審査書類の中に記載することを求めます。

※2 大阪中之島美術館運営事業 競争的対話の記録（第2回）（全体回答）No. 3を受け、内容を明確化するために補記しております。